

文京区空家等対策審議会条例（平成二十九年三月文京区条例第七号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○文京区空家等対策審議会条例</p> <p>平成二十九年三月七日 条例第七号 <u>令和五年〇月〇日条例第〇〇号</u></p> <p>（設置）</p> <p>第一条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する空家等（以下「空家等」という。）に関する施策の推進を図るため、区長の附属機関として、文京区空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第二条 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>一 <u>法第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。</u></p> <p>二 その他空家等に関する施策の実施に関すること。</p> <p>第三条から第十条まで（略）</p> <p>付 則（<u>令和五年〇月〇日条例第〇〇号</u>）</p> <p><u>この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</u></p>	<p>○文京区空家等対策審議会条例</p> <p>平成二十九年三月七日 条例第七号</p> <p>（設置）</p> <p>第一条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する空家等（以下「空家等」という。）に関する施策の推進を図るため、区長の附属機関として、文京区空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第二条 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>一 <u>法第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。</u></p> <p>二 その他空家等に関する施策の実施に関すること。</p> <p>第三条から第十条まで（略）</p>